陳情第4号 地方行政・地方議会において、民主主義の根幹 である参政権・請願権を守る為の陳情 討論一覧(討論順掲載)

反対討論 中野まさひろ 議員

陳情が言われる「参政権」「請願権」「信教の自由」「思想信条の自由」「基本的人権」は、 決して侵してはならない権利であることは言うまでもありません。しかし、この陳情には 二つの点で理由がありません。まず陳情項目1については、議会が宗教団体又は社会的団 体に対し一切の関係を持たないと宣言したとしても、そのような宣言では、関係者の「参 政権」や「請願権」を制限することはできず、侵害し得るものではないこと。次に、陳情 項目2については、特定の団体による「悪質商法」や「高額献金」による被害に首長又は 東郷町議会議員が加担することがないように、その団体との関わりを調査、質問すること は、なんら「思想信条の自由」「信教の自由」「基本的人権」を侵すような行為とはならな いこと。以上、二つの陳情項目には理由がなく、この陳情に反対いたします。

反対討論 門原武志 議員

全国で焦点となっているのは、世界平和統一家庭連合と名前を変えた「統一協会」という特定の宗教団体およびその関連団体と、地方行政・地方議会との関係。陳情の主張のように「いかなる団体」という呼び方で、統一協会を含めたうえでこれを免罪することが問題。統一協会の反社会的犯罪の数々が裁判の確定判決によって断罪されてきたにも関わらず、自公政治のもと、その犯罪行為が野放しにされてきたからこそ、統一協会と関係を持たないことは重要。この陳情は一般論の体裁を取りながら、統一協会の延命につながりかねない内容。この陳情を認めれば、統一協会や関連団体と関係を一切持たないとした9月議会での企画部長の答弁の否定につながる。私が9月議会で、町長と役場・社会福祉協議会と、統一協会とその関連団体との関わりを質問したのは、個人の信仰を明らかにすることを意図したものではない。